薬局の業務を行う体制の概要 等 　別紙[２]－１

様式(A－2)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 許可番号 | | |  | 薬局の名称 | |  | | 記入年月日 | |  |
| 要指導・第１類医薬品を販売しない開店時間  有であれば要指導・第１類医薬品陳列区画の閉鎖設備が必要です→ | | | | | | □　要指導・第１類医薬品の販売はしない | | | | |
| □　開店時間中は常に要指導・第１類医薬品を販売する | | | | |
| □　要指導・第１類医薬品を販売しない開店時間が有る | | | | |
| 第１類医薬品以外の一般用医薬品（指定第２類医薬品・第２類医薬品・第３類医薬品）を販売しない開店時間  有であれば医薬品陳列場所の閉鎖設備が必要です→ | | | | | | □　第１類医薬品以外の一般用医薬品の販売はしない | | | | |
| □ 開店時間中は常に第１類医薬品以外の一般用医薬品を販売する | | | | |
| □ 第１類医薬品以外の一般用医薬品を販売しない開店時間が有る | | | | |
| 特定販売のみを行う営業時間  有であれば監視を行うための設備が必要です→ | | | | | | □　特定販売はしない | | | | |
| □　特定販売は開店時間中に行う | | | | |
| □　開店時間外に特定販売のみを行う営業時間が有る | | | | |
| 通常の営業日及び営業時間 |  | | | | 営業日 | | 営業(開店)時間  （例）８：００～２１：００ | | 週当たりの時間数 | |
| 実店舗による販売 | 1. 薬局の営業日と開店時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| 1. 第１類医薬品以外の一般用医薬品（指定第２類医薬品・第２類医薬品・第３類医薬品）を販売する営業日と開店時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| 1. 要指導医薬品・第１類医薬品を販売する営業日と開店時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| 特定販売 | 1. 特定販売を行う営業日と営業時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| 1. 開店時間外に特定販売のみを行う営業日と営業時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| 1. 上記⑤のうち第１類医薬品を販売する営業日と営業時間 | | |  | |  | | 時間　　分 | |
| ⑦ 施設の営業日と営業時間  ※ 大型ショッピングセンター等  の施設内に薬局を設ける場合  のみ記入 | | | |  | |  | | 時間　　分 | |

※別紙[２]－１において販売とは販売又は授与のことをいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 体制省令に基づく措置等について | |
| 営業時間又は営業時間外で相談を受ける時間内における相談があった場合の情報提供及び指導を行うための体制の有無 | 有　・　無 |
| 調剤の業務に係る医療の安全を確保するための指針の策定の有無 | 有　・　無 |
| 調剤された薬剤に関する情報提供及び指導その他の調剤の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定の有無 | 有　・　無 |
| 調剤された薬剤以外の情報提供及び指導その他の医薬品の販売又は授与の業務に係る適正な管理を確保するための指針の策定の有無 | 有　・　無 |
| 従事者に対する研修の実施体制の有無（特定販売を行う薬局にあっては、特定販売に関する研修を含む。) | 有　・　無 |
| 医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の設置の有無 | 有　・　無 |
| 従事者から薬局開設者への事故報告の体制の整備の有無 | 有　・　無 |
| 医薬品の使用に係る安全な管理並びに調剤された薬剤及び医薬品の情報提供のための業務に関する手順書の作成の有無 | 有　・　無 |
| 医薬品の安全使用並びに調剤された薬剤等の情報提供及び指導のための情報の収集その他医療の安全及び適正な管理等の確保を目的とした改善のための方策の有無 | 有　・　無 |

薬局の業務を行う体制の概要 等 　別紙[２]－２

様式(A－2)